条例 全会一致で可決

南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

沖縄戦でスパイ視された歴史を条例前文に盛込んだ内容を確認し可決しました。

「手話は言語である」という認識に立ち、町民に広め、障がいがあるなしに関わらず、双方が心豊かに暮らせる社会を目指す目的で制定された条例です。かつて沖縄戦では手話を使った町民がスパイ視されるという実体験があり、その歴史を条例前文に盛込んだ部分は、南風原町独自の内容であることを確認しました。

本会議最終日、採決の日には本条例の制定を望む多くの関係者の方々の傍聴がありました。手話通訳の同席もありました。

▲傍聴席で手話通訳が委員長報告等を同時通訳しました。

国民健康保険県単位化に伴う条例の一部改正

国民健康保険事業施行令等の改正があり、南風原町の国保に関する条例を一部改正しました。

主な内容は、都道府県にも国民健康保険事業運営協議会が設置されます。それに伴い、被用者保険等保険者を代表する委員を1人追加となります。

P9とP10にも関連記事を掲載しています。

ふるさと納税した場合の保育料利用者負担に関する条例の改正

地方税法では、市町村等へふるさと納税の寄付を行った場合に、市町村民税所得割の税額に対し申告特例控除の適用により、町県民税が控除されます（安くなります）。

しかし、子ども・子育て支援法施行規則の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（保育料）の算定基礎となる所得割の税額はふるさと納税による申告特例控除は適用しないと規定されているため、改正を行いました。

▲保育料の算定はふるさと納税の特例控除は適用しない。